

## 関東森林管理局入札等監視委員会審議概要

(Webサイト掲載日: 令和3年8月27日)

開催日及び場所		令和3年6月22日(火) 関東森林管理局 2階大会議室			
委員		橋爪 健 (弁護士) 武藤 善行 (公認会計士) 天笠 美由紀 (ジャーナリスト)			
審議対象期間		令和3年1月1日 ~ 令和3年3月31日			
審議対象案件		206件	うち、1者応札案件 55件 契約の相手方が公益社団法人等の案件		
抽出案件		5件 (抽出率 2.4%)	うち、1者応札案件 3件 (抽出率 5.5%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件		
抽出案件内訳	工事	一般競争	2件	うち 1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	該当なし	
			工事希望型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
	随意契約				
	業務	一般競争	1件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争	該当なし	
			簡易公募型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし	
			簡易公募型プロポーザル	該当なし	
			標準型プロポーザル	該当なし	
	その他の随意契約		0件		
	物品・役務等	一般競争	2件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	該当なし		
		随意契約(企画競争・公募)	該当なし		
随意契約(その他)		0件			
(特記事項) 1者応札の案件又は随意契約となった案件を抽出して審議					
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答等		
	○(指名停止)番号1の指名停止について、理由に監督職員から事業費の増額を示唆されたところがあるが、どういう意味か。事業費の増額自体は問題ないのか。		林道工事について、設計の変更等に伴って契約額が増額となり、契約を変更することは一般的に行われているが、増額した金額を事業者に示唆することはない。		
	○(A066治山工事)入札書と技術提案書を同時に提出する方式を採用する基準があるのか。		発注者による技術提案書の評価結果を入札価格と調整する等の不正を防止するために採用しているものである。令和3年3月までは予定価格4000万円以上の工事について入札書と技術提案書を同時に提出することとされていたが、令和3年4月からは1億円以上の工事について適用されている。		
	○(A066治山工事)入札公告が1月26日で、技術提案書の提出期限が2月25日までとなっているが、技術提案書は1ヶ月程度で作成できるものなのか。		入札期間は標準的な日数が決まっており、事業の内容によって期間を変えることはしていない。公告から申請書の提出までに10日間、そのあと、入札書と技術提案書の提出に10日間を確保し、併せて20日以内に入札書と技術提案書を提出することになる。そのあと総合評価の審査をすることになる。		

<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>○(A066治山工事)落札率が高い原因として工事に係る資材単価や歩掛を公表しているのとされているが、どういう形で公表されているのか。</p> <p>○(A066治山工事)入札可能な業者というのはどのくらいあるのか。2~3者程度か。入札可能な業者が複数あるのに入札参加者が一者となった理由として考えられることはなにか。</p> <p>○(A066治山工事)A066治山工事を受注した業者がA066と契約日も近い時期に1億円に近い規模のA024の治山工事を受注しているがこれはよくあることなのか。</p> <p>○(A066治山工事)入札調書の総合評価落札方式の見方についてご説明願いたい。</p>	<p>労務単価、資材価格、機械損料、機械賃料、コンクリート打設の歩掛等を局ホームページで公表や閲覧している。現場管理費等についても算出する計算式が公表されており、これらにより、発注者と近い積算を行うことが可能と考えられる。</p> <p>入札可能な会社としては数十者あると思うが、公共工事には原則、各工事に主任技術者又は監理技術者、現場代理人を1名ずつ配置しなくてはならないこと、令和2年度末の補正予算による公共工事の発注が集中したことから入札参加者が限られたものとする。</p> <p>同一事業者が同時期に相当規模の工事を複数受注する場合もある。</p> <p>標準点は参加資格を満たしていれば100点、技術提案書を審査した合計が評価点の合計になる。本契約の簡易型Bでは、評価点の合計は最高36点であり、このときの加算点(最高値)が30点であるので、本契約の場合、評価点の合計29点に30/36を掛けてB加算点を24.17としている。</p> <p>施工体制確認型という入札方式を採用しており、施工体制評価点は、低入札を判断する調査基準価格を上回っていれば、最大30点となり、下回った場合は施工体制の評価を審査し決定する。本件では調査基準価格を上回っているため30点である。技術評価点は標準点、加算点、施工体制評価点の合計となる。</p> <p>評価値は技術評価点を入札価格(100万円単位)で割った数値となり、数値が大きいほど評価が高くなる。</p>
	<p>○(B021林道工事)再入札1回とはどういう意味か。</p> <p>○(B021林道工事)工事等級がABCと分かれているがどういう区分か。</p>	<p>一回目の入札で落札しなかった際にその場で二回目の入札を実施しているものである。</p> <p>治山・林道工事では予定価格によって、2億円以上がA等級、2億円から4000万円までがB等級、4000万円から1200万円までがC等級、1200万円未満がD等級となっている。コンサル等では区分が変わってくる。</p>
	<p>○(D012治山コンサル)測量・建設コンサルタント業務においては、落札率が80パーセント程度と公共工事に比べて低いが、理由は何なのか。積算の基準が異なるのか。</p> <p>○(D012治山コンサル)落札者の評価点が38点、もう一者の技術評価点は50点であり、評価点では落札者より優位であったが、入札価格が予定価格以上であって落札できなかった。仮に落札者の評価点が低すぎる場合に再入札を行うことはありえるのか。</p> <p>○(D012治山コンサル)本件入札では、一者が予定価格を超過し、落札者が予定価格に近い額で落札したことについて、契約担当官の分析によるといけないことのような書きぶりとなっているが、落札率が高いことはいけないことなのか。安ければよいということでもないのではないか。</p>	<p>コンサルの積算においても労賃、測量の歩掛等について公共工事と同様公表・閲覧している。工事とコンサルの違いとしては、工事の場合は、人件費、資材費、機械賃料、損料等で構成されるが、測量・設計では多くが人件費であり、資材費等の固定費が少ないので入札価格の決定にあたっては、事業者の裁量が大きいと推察する。</p> <p>評価点(評価値)が低いことで再入札を行うことはない。評価値が1番高くても入札額が予定価格以下でないと落札できない。</p> <p>安い価格で、適正な仕事をしてもらえるのが一番よいと考えている。入札価格が低く、低入札になれば、適正な仕事ができるのか審査を行った上で契約の可否を判断することになる。</p>
	<p>○(N013造林)落札率が高くなった原因について、「資材単価や歩掛について資材業者に問い合わせることによって精度の高い単価を把握できる」との記載があるが、これは公表されていないのか。</p>	<p>造林事業では、工事と違い単価は公表していないが、資材単価は市販の物価本から情報を得ることができるし、取引業者からも資材単価や歩掛の情報を得ることができると思われる。苗木については県が単価を公表している。</p>

<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>○(K005有害鳥獣捕獲)特殊な業務であり、入札参加者が限られているのではないかと。今後の入札参加者の確保の見通しはあるのか。</p> <p>○(K005有害鳥獣捕獲)積算基準や積算単価が公表されているとあるが、ニホンジカ70頭を捕獲するための積算基準とはどういったものか。</p>	<p>捕獲したシカ等に苦痛を与えないこと、ワナの見回りが必要なことから、捕獲の経験があり、近隣に住んでいる者を条件としたため、業者が絞られたと考えられる。今回、作業従事者の条件として山梨市・甲府市での居住等を求めているが、地域の制限を緩和すれば他の事業者が参加する可能性はあるかもしれない。</p> <p>足くり罠の設置、見回り、捕獲及び捕獲個体の埋設等を実施する業務であり、使用する足くり罠等の資材の規格や積算基準、労務単価を公表している。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし</p>	